

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学担当課
国立高等専門学校機構
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の
一部改正の施行日について

かねて独立行政法人日本スポーツ振興センターからもお知らせしておりますとおり、同センターの行う災害共済給付制度については、その掛金の改定、障害・死亡見舞金の引上げ等を行うため、平成 31 年 4 月 1 日施行を期して、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正を検討してきたところですが、今般の政令改正に先立ち、高等学校等における掛金引上げの必要性等について関係者の一層の理解を促進するとともに、学校の管理下における事故防止に向けた留意点等について各設置者に周知するなどの取組を充実する必要があるとの判断により、その改正を一時延期しておりますので、お知らせします。

既にお知らせした改正内容が予定どおり平成 31 年度から実施される方針については変更ありませんので、各位におかれましては、引き続き掛金徴収等に向けた準備を進めていただきますようお願い申し上げます。なお、政令改正の時期については 4 月中を予定しております。

追って、上記災害共済給付制度に係る掛金改定等についての関係者の理解促進と、学校の管理下における事故の防止について、改めて連絡させていただく予定ですので、あわせてお知らせします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課に対して、このことについて周知されるようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
学校安全係
電話：03-5253-4111（2917）
Fax：03-6734-3794